

平成 21 年 1 0 月 1 日

## 審査情報の公開及び事業者間の連携による化学物質管理のお願いについて

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

今般の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の改正に際し、化学物質の適切な管理を一層促進するため、化学物質の安全性情報等について、川上事業者から川下事業者に至るまで情報の伝達及び共有ができるようにすべきとの附帯決議が、衆議院及び参議院においてそれぞれ採択されました。

厚生労働省、経済産業省及び環境省においては、当該附帯決議の趣旨を踏まえ、今後、化審法第 4 条に基づいて審査が行われた化学物質の審査情報について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

当該情報については、事業者が化学物質を取り扱う際の適切な管理の一助として活用していただくとともに、必要に応じ、MSDS 等により川下の使用事業者へ当該物質の安全性情報として、伝達をお願いいたします。

今後とも、事業者の相互連携の下に、化学物質の自主的管理に取り組んでいただきますようご配慮方よろしくをお願いいたします。

### 記

- 1 . 化学物質の安全性に関する情報は、国民の安全・安心の確保と環境の保全を進める観点から、積極的に公表することが必要である。このため、新規化学物質の判定に用いた知見を取りまとめた審査情報を、化審法データベース（J - C H E C K）により公開することとする。公開の時期については、当該物質届出者の競争上の地位に配慮する観点から、当該物質の名称公示以降に行う。
- 2 . 1 . に定める公開の対象となる情報は、以下のものとする。

判定の結果等

官報公示整理番号、CAS 番号、判定結果、官報公示日  
名称等

化学物質の名称、構造式、外観、溶解度  
分解性・蓄積性に関する性状  
試験方法、判定に用いた試験結果  
人健康影響・生態影響に関する性状  
試験方法、判定に用いた試験結果、判定根拠  
その他  
変化物の有無等

平成15年度以前に判定した化学物質については、上記情報の一部（平成16年度から実施されている生態影響に関する試験結果等）は掲載されていません。

---

（参考情報）

・化審法データベース（J-CHECK）

化学物質に関する安全性情報等を公開するため、厚生労働省、経済産業省及び環境省により運営されているデータベース。以下のウェブページにてご確認ください。

<http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/Top.do;jsessionid=FB65BBB194EC84B4290434>